

居宅介護支援センター南海 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 樹園（以下、「事業者」という。）が開設する居宅介護支援センター南海（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 居宅介護支援センター南海
- 二 所在地 秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎130-1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1 人（常勤：介護支援専門員兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 介護支援専門員 1 人以上（常勤：管理者兼務）
居宅介護支援を提供します。

第 3 章 営業日及び営業時間

第 5 条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から金曜日及び第 1 第 3 土曜日とします。
- 二 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとします。
ただし緊急であり、必要と認められた場合はこの限りではありません。

第 4 章 同意と契約

第 6 条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第 7 条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

第8条（居宅介護支援の内容と提供方法等）

居宅介護支援の内容は次のとおりです。

- 一 要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- 二 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- 三 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- 四 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。
- 五 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。
- 六 担当者を招集し、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用することもできる）を実施します。
- 七 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行います。

- 2 事業者及び従業者は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 3 事業者及び従業者は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- 5 事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、男鹿市、潟上市、秋田市とします。

第 11 条（利用料及びその他の費用）

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

第 6 章 従業者の服務規程と質の確保

第 12 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 13 条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第 14 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供をする場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第7章 その他

第15条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 従業員は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示します。

第16条（記録の整備）

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第17条（苦情・ハラスメント処理）

事業者は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設定や第三者委員などの必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、秋田県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第18条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する担当者の配置及び指針の整備
- (2) 成年後見制度の利用者支援
- (3) 虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

(4) 虐待防止委員会の定期的な開催と結果の周知

- 2 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 19 条（感染症の予防及びまん延防止の措置）

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (2) 従業者に対する研修・訓練（シミュレーション）の実施
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催と結果の周知

第 20 条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い、次の措置を講じるものとします。

- (1) 業務継続計画の策定と、定期的な計画の見直し
- (2) 従業者に対する研修・訓練（シミュレーション）の実施
- (3) 従業者への業務継続計画の周知

第 21 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則	この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。
附則	この規程は、平成 26 年 11 月 12 日から施行します。
附則	この規程は、平成 28 年 2 月 22 日から施行します。
附則	この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。
附則	この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。
附則	この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。
附則	この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行します。
附則	この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。